



地主・経営者のための情報マガジン

AgriTimes

企画発行●
ランドマーク税理士法人
あぐりタイムズVol.96
2013

7

ランドマーク税理士法人は
税金と資産運用のプロとしてお客様満足度No.1を目指します!

鎌倉をぶらりと散歩しました。
写真の報国寺、別名「竹寺」には
見事な竹林の庭が広がります。
都心から一時間ちょっと。
喧嘩を離れ、涼やかな風景の中で、
お茶と季節の花を楽しみました。

次世代への財産移転の決定版!

教育資金の一括贈与を受けた際の 贈与税の非課税制度

日本の農業を税制がサポート!

農地にかかる 相続税の納付を 猶予する特例

第9時限

営業職に
大いに
役立つ!

100切り!

ゴルフ予備校

ゴルフスクールでは教えてくれない100切りマニュアル

脱出練習法
林からの

もう怖くない!



次世代への財産移転の決定版

教育資金の一括贈与を受けた際の贈与税の非課税制度

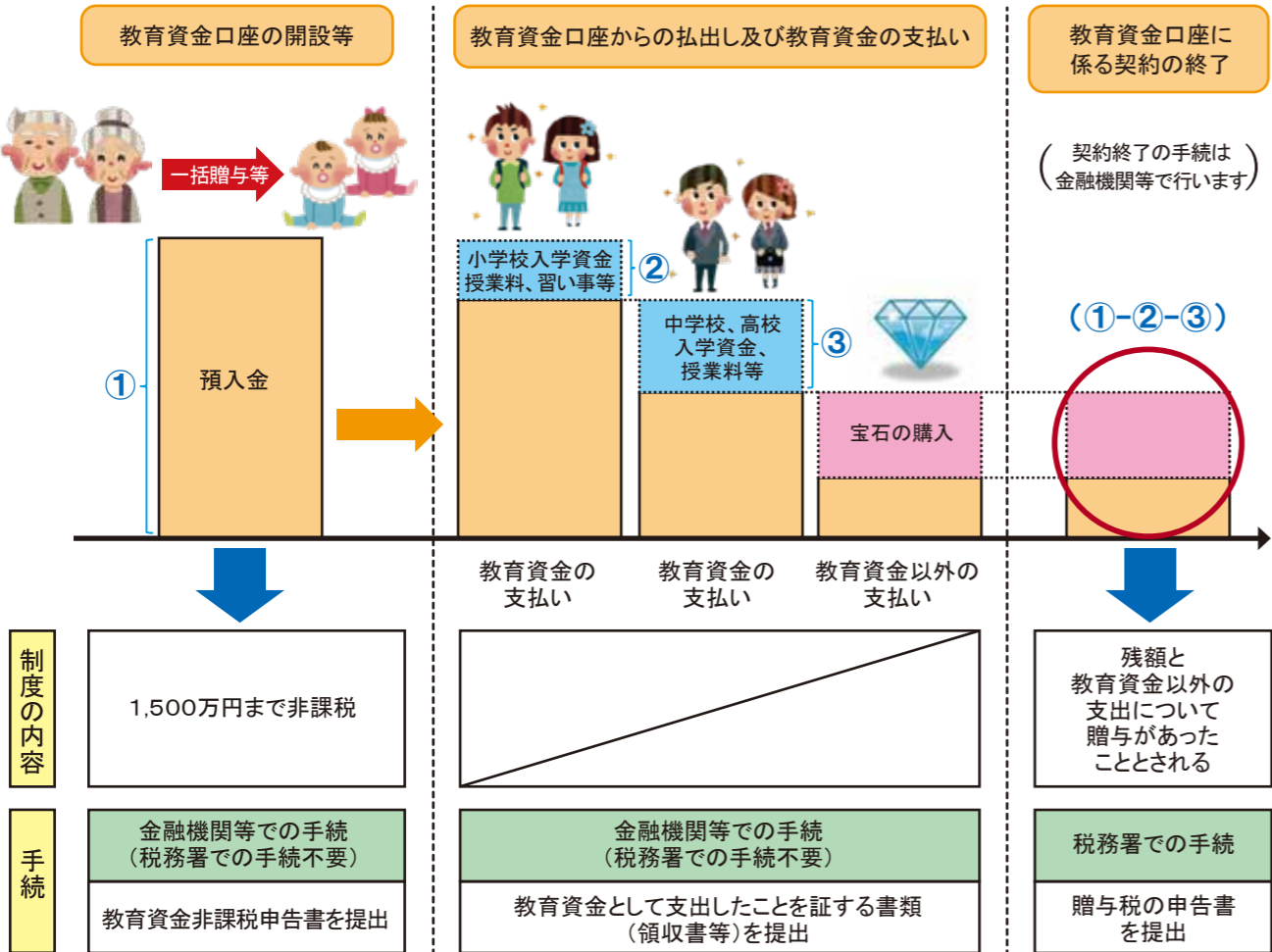


平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に、受贈者(30歳未満の方)の教育資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、**直系尊属**(父母、祖父母など)から贈与を受けた場合、信託受益権又は金銭(書面による贈与で取得)等の価額のうち**1,500万円までの金額**については、一定の要件を満たせば贈与税が非課税となります。

(金融機関等とは、信託会社(信託銀行)、銀行等、農業協同組合、証券会社をいいます。教育資金口座の取扱いの有無については、各金融機関等の営業所等にお尋ねください。)

ただし、その後、**受贈者が30歳に達する**などにより、教育資金口座に係る**契約が終了**した場合(※1)には、**非課税拠出額**(※2)から**教育資金支出額**(※3)を控除した**残額**があるときは、その**残額**がその契約が終了した日の属する年に**贈与があった**こととされます。

その残額は契約終了の事由に該当した日の属する年の贈与税の課税価格に算入されるので、**基礎控除額を超える**などの場合には**贈与税の申告**を行う必要があります。



(※1) 教育資金口座に係る契約は次の①～③の事由に該当したときに**終了**します。

- ①受贈者が30歳に達したこと
- ②受贈者が死亡したこと
- ③口座等の残高がゼロになり、かつ教育資金口座に係る契約を終了させる合意があったこと

(※2) 「**非課税拠出額**」とは、教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書にこの制度の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額をいいます。

(1,500万円を限度とします。)

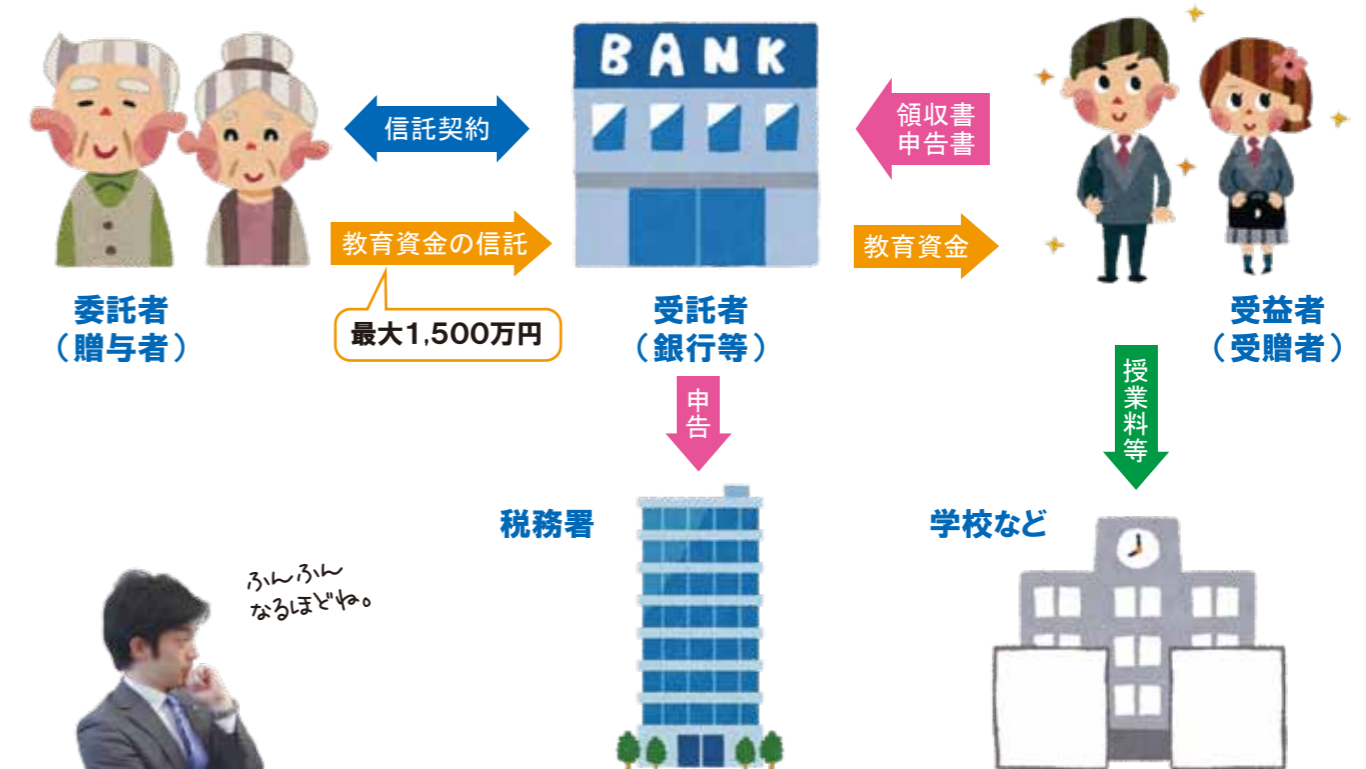
(※3) 「**教育資金支出額**」とは、金融機関等の営業所等において、教育資金として支払われた事実が領収書等により確認され、かつ、記録された金額を合計した金額をいいます。

(学校等以外に支払う金銭については、500万円を限度とします。)



教育資金口座の開設等と手続

この非課税制度の適用を受けるためには、**教育資金口座の開設等**を行った上で、**教育資金非課税申告書**をその口座の開設等を行った**金融機関等の営業所等**を經由して、信託や預入などをする日(通常は教育資金口座の開設等の日)までに、受贈者の納税地の**所轄税務署長に提出**しなければなりません。



また、教育資金口座からの払出し及び教育資金の支払を行った場合には、**領収書など支払の事実を証する書類等**を、定められた提出期限までに**教育資金口座の開設等をした金融機関等**の営業所等に提出する必要があります。

教育資金の範囲

(1) 学校等に対して直接支払われる次のような金銭

- ① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学(園)試験の検定料など
 - ② 学用品の購入費や修学旅行費や学校給食費など、学校等における教育に伴って必要な費用など
- (注)「学校等」とは、学校教育法で定められた幼稚園、小・中学校、高等学校、大学(院)、専修学校、各種学校、一定の外国の教育施設、認定こども園又は保育所等をいいます。

(2) 学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるもの(500万円まで非課税)

- 〈イ 役務提供又は指導を行う者(学習塾や水泳教室など)に直接支払われるもの〉
- ③ 教育(学習塾、そろばんなど)に関する役務の提供の対価や施設の使用料など
 - ④ スポーツ(水泳、野球など)又は文化芸術に関する活動(ピアノ、絵画など)その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など
 - ⑤ ③の役務の提供又は④の指導で使用する物品の購入に要する金銭
- 〈ロ イ以外(物品の販売店など)に支払われるもの〉
- ⑥ ②に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの



丸の内相続プラザ

丸の内相続プラザとは、相続に関わる一連の手続き・税務等を習得できる、一流の実務家を養成する講座です。お役立ち情報盛りだくさん。ぜひご参加ください！

- 6月15日(土)第11・第12講座
生命保険を活用した相続対策7ヶ条
染宮教育総研株式会社 代表取締役 染宮 勝己 税理士・CFP
- 弁護士が見た「争族」問題徹底解説講座**
弁護士法人 小嶋総合法律事務所 代表 小嶋 和也 弁護士

お問合せはこちら **03-6269-9095**

勉強になる講座がいっぱい♪一緒に学びましょう！



丸の内相続プラザ ミニセミナー



『丸の内相続プラザ』は、相続に関する不安や悩みなどを抱える人々の相談に経験豊富なスタッフが個別で応える相続の無料相談窓口です。

営業時間

〈オープンスペース〉 平日10:00~20:00
〈相談スペース〉 相談者との調整により決定
※完全予約制 相談受付は、平日・土 9:00~19:00

6.6
(木)

不動産の評価と相続税の試算

ウチって、結局、相続税がかかるの？相続財産としての評価額を知ることが相続税対策の第一歩。

6.19
(水)

相続対策としての不動産活用術

物件の建築、自宅の建て替え、ワンルームマンション投資…。大きな投資をする前に、絶対に確認すべきポイントを解説。

7.4
(木)

節税になる生前贈与テクニック

相続税対策のための贈与って、具体的にどうやればいいのか？上手な贈与の方法がまるわかり。

7.17
(水)

エンディングノート・遺言の書き方

相続対策といっても、何から始めればいいのかわからない！そのような方にオススメしたい入門講座。

参加費 **無料**

定員 **限定10名様**

昼の部 14:00~14:30

夜の部 19:00~19:30

場所 東京丸の内 三菱ビル9階

どうぞ、お気軽にお問い合わせ下さい。お待ちしております♪



丸の内相続プラザでは、東京駅を一望できる応接で個別相談も実施！

ランドマーク税理士法人 主催 定例セミナー

6.20
(木)

最新の税制改正に完全対応！ 不動産を売買するときの税金対策

今年度の税制改正では、住宅関連減税が大幅拡大！生前対策や、発生後の納税資金の確保に不動産取引は付きもの。リニューアルした制度を有効活用することで、不動産を取得するとき、売るときに大幅な節税が可能となります！

日にち 6月20日(木) 定員 **限定30名様**
場所 横浜ランドマークタワー25階(2520)
時間 15:00~16:00 個別相談 16:00~17:00
参加費 1,000円 関与先様、2回目以降、ご紹介の参加者様は無料

7.23
(火)

プロとプロがしのぎを削る！ 税務調査の現場を教えます！

相続税の税務調査は、4件に1件あるといわれる鬼門の中の鬼門。突然の「おたずね」に備えるために事前準備は必須です。実務家だけが知る交渉術で、あなたの資産を守ります！

日にち 7月23日(火) 定員 **限定30名様**
場所 東京丸の内 三菱ビル10階(ミドル1)
時間 15:00~16:00 個別相談 16:00~17:00
参加費 1,000円 関与先様、2回目以降、ご紹介の参加者様は無料

日本の農業を税制がサポート!

農地にかかる相続税の納付を猶予する特例

Q. 農業経営を営んでいた父が亡くなったため、相続税の申告をすることとなりました。

農地については長男である私が相続することとなっています。

納税猶予の特例を利用するために必要となる要件はどのようなものでしょうか?



主任の
地田です♪



A. 農地等の納税猶予の特例は、農業経営を継続するための猶予制度です。そのため、その農地で引き続き農業を営むというのが要件としては必須になります。

譲渡や農地以外への転用、農業経営の廃止など、農業を営まなくなった場合には、**利子税とともに相続税を納付**しなければならなくなるのでご注意ください。

1. どれだけ猶予されるのか

農業投資価格(注1)を超える部分に対応する相続税が猶予されます。

<具体例>

- ① 相続人は実子である甲、乙の2人です。
- ② 納税猶予の特例の適用を受けるための要件はすべて満たしています。税額控除はありません。
- ③ 相続財産の相続税評価額及び農業投資価格は以下のとおりです。

	農地以外の財産		農地	
	相続税評価額	相続税評価額	農業投資価格による価額	
甲	1,000万円	8,000万円	1,000万円	
乙	6,000万円	—	—	

(注1) 農業投資価格とは農業の用に供すべく農地として取引される場合に通常認められる価格のことです。国税庁のHPで確認することができます。



① …相続税評価額による相続税額

$$\{(1,000万円 + 8,000万円 + 6,000万円) - \text{基礎控除額} 7,000万円\} \times 1/2 = 4,000万円$$

$$(4,000万円 \times 20\% - \text{控除額} 200万円) \times 2人 = 1,200万円$$

② …農業投資価格による相続税額

$$\{(1,000万円 + 1,000万円 + 6,000万円) - \text{基礎控除額} 7,000万円\} \times 1/2 = 500万円$$

$$(500万円 \times 10\%) \times 2人 = 100万円$$

$$\text{納税猶予額(イーロ)} = (1,200万円 - 100万円) = 1,100万円$$

つまり、甲の相続した農地について納税猶予を行うことで、**1,100万円**の税金を猶予できます。

2. いつまで猶予されるのか

次の①～③のいずれか早い日(納税猶予期限)まで猶予されます。また猶予された相続税は原則として免除されます。

- ① 農業相続人が亡くなった日
- ② 相続税の申告期限の翌日から**20年を経過する日**
(三大都市圏の特定市を除く市街化区域内農地等に対応する猶予税額の部分に限ります。)
- ③ ①、②より前に農業相続人が特例農地等の**全部を農業後継者に一括で贈与**した場合には、その贈与の日。
(特定貸付けを行っていない相続人に限ります。)

※ 特例農地等に都市営農農地等(下記の注3参照)が含まれる場合には、②の適用はありません。

3. 分割協議を調えることと農業継続が必須の要件

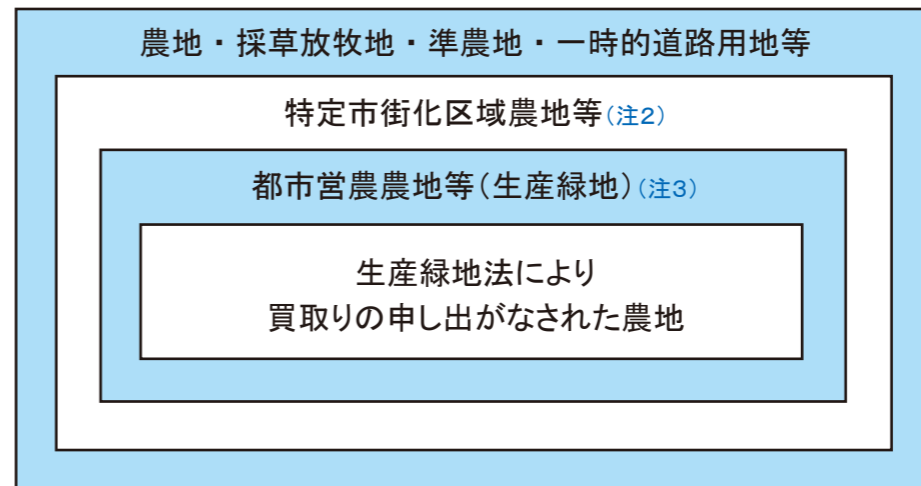
納税猶予の適用を受けようとする相続人は、相続発生後10ヶ月以内に税務署長に期限内申告書と所定の添付書類を提出し、**担保を提供**する必要があります。

また、この特例の適用を受けるには、相続税の申告書の**提出期限まで**にその農地等を**取得**し、かつ、**農業経営を開始する**などの要件を満たす必要があります。そのため、申告書をただ提出すればいいというのではなく、**遺産分割が調わなければ適用対象外**とされてしまいます。

当然、相続後も適用要件を満たし続けなければならないので、譲渡や農地以外への転用、または農業経営の廃止等の理由で農業を営まなくなった場合には、**利子税とともに相続税を納付**しなければなりません。

4. 特例の対象となる農地等

■ 納税猶予の対象となる農地 □ 納税猶予の対象とならない農地



(注2) 三大都市圏(首都圏、中部圏、近畿圏)の特定市の市街化区域に所在する農地、採草放牧地等をさします。

(注3) 特定市街化区域農地のうち、生産緑地の指定を受けた農地、採草放牧地をさします。
(ただし、図にあるように、生産緑地法により買取りの申し出がなされたものは除かれます。)

来月も知って得する
情報をお届けします♪



営業職
必見!

営業職に大いに役立つ!

100切り!

第9時限

ゴルフ予備校



ゴルフスクールでは教えてくれない100切りマニュアル

100を切れない絶対的な条件に、経験値が足りないというのがあります。本来ラウンド中でしか練習できない課題も、知恵を使うことにより、格段に大たたきの基を排除することが出来ます。

技術的には、難しくないのに、出来ない…。
今回は、そのひとつ、**林からの脱出用練習**です。

スタンスはアプローチのようにしてください。最初は、球はいつもの基準位置よりも右足よりに。慣れてきたら右足よりさらに右（右足の10～20cm位右）、球を右に置くのは、木の枝が有るはずなので、球を必要以上に上げないためです。

使用クラブは、7番Iもしくは6番I（5番Iや4番Iは、芯が狭すぎて球が飛びにくいからです）。グリップの根本を持ち、目一杯短く持ちましょう。テークバックは、木の枝を想定して低めに上げます。

慣れてきたら、手首が膝より少し上にくる位まででスイングしてみましょう。

林の中の想定ですからクラブは当然テークバック時に枝にぶつからないようなイメージをしっかりとしてください。

この状態で5～30ヤード位打つ練習をしましょう。



次に、右足でボールを踏んで同じく練習します。さらに、左足でも踏んで練習します。

一般的に林の中での脱出は平坦なライはほとんど存在しないでしょう。

ボールを踏んでスイングすることで、より実践的に難易度が上がり、ラウンド中の失敗率が下がります。

林からの脱出ショットは、ユーティリティークラブを使用する事により、より安全に脱出しやすくなることも、覚えておくと良いでしょう。もちろん、ユーティリティークラブも練習に取り入れてみてください。

最初はこの練習を30～100球ほど、2回目以降は10球程で結構です。この練習を毎回10球ほどやっておく事により、ラウンドでは心理的にかんりの効果を生みます。林からの脱出における自信が付き、無難に林から脱出できる確率が格段に上がります。

ゴルフシーズンと共に、木にはたくさんの葉が覆うようになります。素振りの際に、葉や枝に触り落ちてしまうと、ペナルティーの対象となります。

林脱出スイングに不安が無くなれば、周りの状態をしっかりと観察する事ができるようになるでしょう。不用意なペナルティーも避ける事が出来ます。



100切りゴルフ予備校のホームページでは、お役立ちゴルフレッスンをご紹介します。

ゴルフレッスン講師：大崎
<http://ameblo.jp/hoshitakato/>



100切りゴルフ予備校



お問合せはゴルフ講師大崎まで

ゴルフについての疑問・質問を大募集
独りで悩むよりも、プロに直接相談してスッキリしよう!

技術的には難しくないのに、出来ない…。
もう怖くない! 林からの脱出法